

第2次福島市自殺対策計画 (素案)

～「気づく」、「傾聴」、「つなぐ」、「見守る」～

令和6年〇月
(2024年〇月)

福島市

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. PDCAサイクルによる改善	5
5. 第1次計画における取り組みと評価	6
6. 自殺対策の見直しの概要	7
7. 自殺対策の基本方針	8
8. 基本目標	11

第2章 福島市の自殺の現状

1. 自殺死亡率と自殺者数の推移	13
2. 男女別・年代別状況	14
3. 性別・職業・同居の有無別状況	16
4. 本市の自殺者の特徴	18

第3章 自殺対策の取り組みと「生きる支援」

1. 施策の体系	20
2. 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	21
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	23
基本施策3 市民への啓発と周知	26
基本施策4 生きることの促進要因への支援	29
基本施策5 子ども・若者のSOSの出し方に関する支援	33
3. 重点施策	
重点施策1 高齢者の自殺対策	35
重点施策2 生活困窮者の自殺対策	38
重点施策3 勤務・経営者の自殺対策	40

第4章 計画の推進のために

1. 計画の周知	44
2. 推進体制	44
3. 進行管理	44

資料編

資料1 福島市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	46
資料2 自殺対策基本法	48

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以降、14年連続して3万人を超えるという深刻な状況が続き、平成22年から令和元年まで減少傾向に転じた後も依然として2万人を超える方々が自ら尊い命を絶っています。

本市では、平成29年から令和3年の5年間に229人（男性153人、女性76人）が亡くなっています。

令和4年（2022年）の本市自殺者数は45人、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は16.46となっており、令和5年（2023年）の本市目標値12.53に届かない状況であり、本市の自殺ハイリスク層である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の自殺者数は、大半を占めており、深刻な状況が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

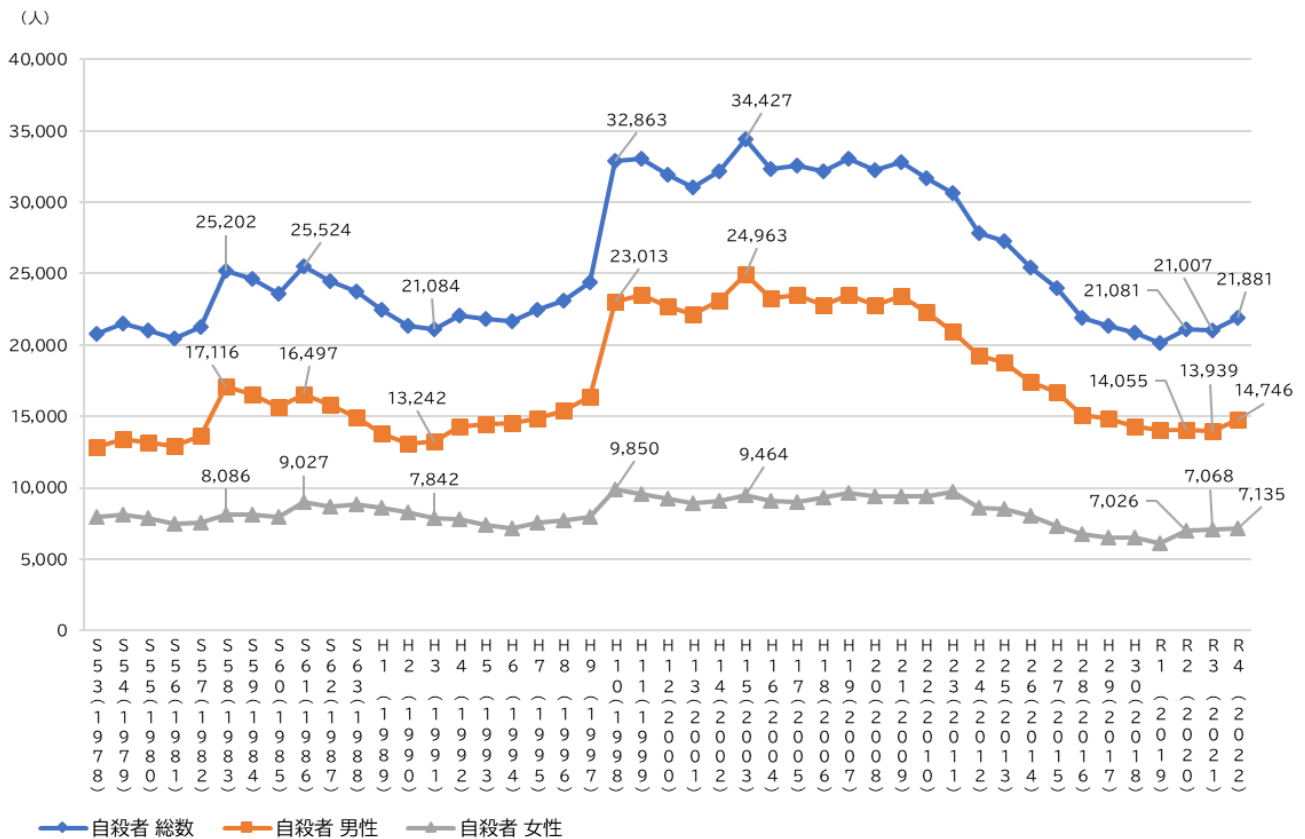
本市では、平成31年（2019年）3月に「第1次福島市自殺対策計画」を策定し、市を挙げて自殺対策を推進してきました。現行計画の期間終了（令和6年3月）とともに、本市における新たな自殺対策の行動計画として、令和4年10月に見直しされた「自殺総合対策大綱」の趣旨も踏まえ、「第2次福島市自殺対策計画」を策定します。

第2次計画では、第1次計画の方向性を踏まえ、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」を生きる支援の柱として位置づけ、それぞれの立場でできることから行動を起こし、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぐとともに、その役割を担う「ゲートキーパー^(※)」等の人材育成を重要な課題と位置付けます。1人でも多くの方に、資格や専門性の有無にかかわらず、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていただくことを目指します。

さらには、本市において実施されている事業の中から関連する施策を総動員し、「生きることの包括的な支援」となる積極的な自殺対策により「孤独・孤立」を防ぎ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない福島市を目指していきます。

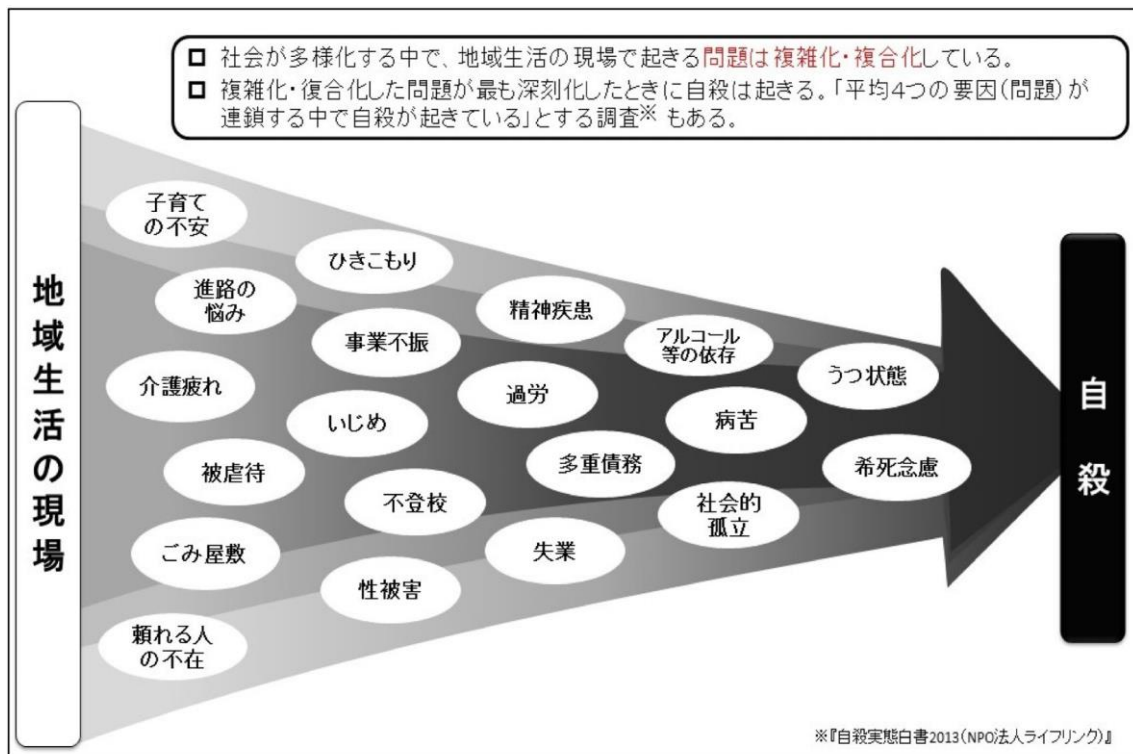
(※) ゲートキーパー 自殺対策におけるゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。

■全国の自殺者の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

■自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省作成）



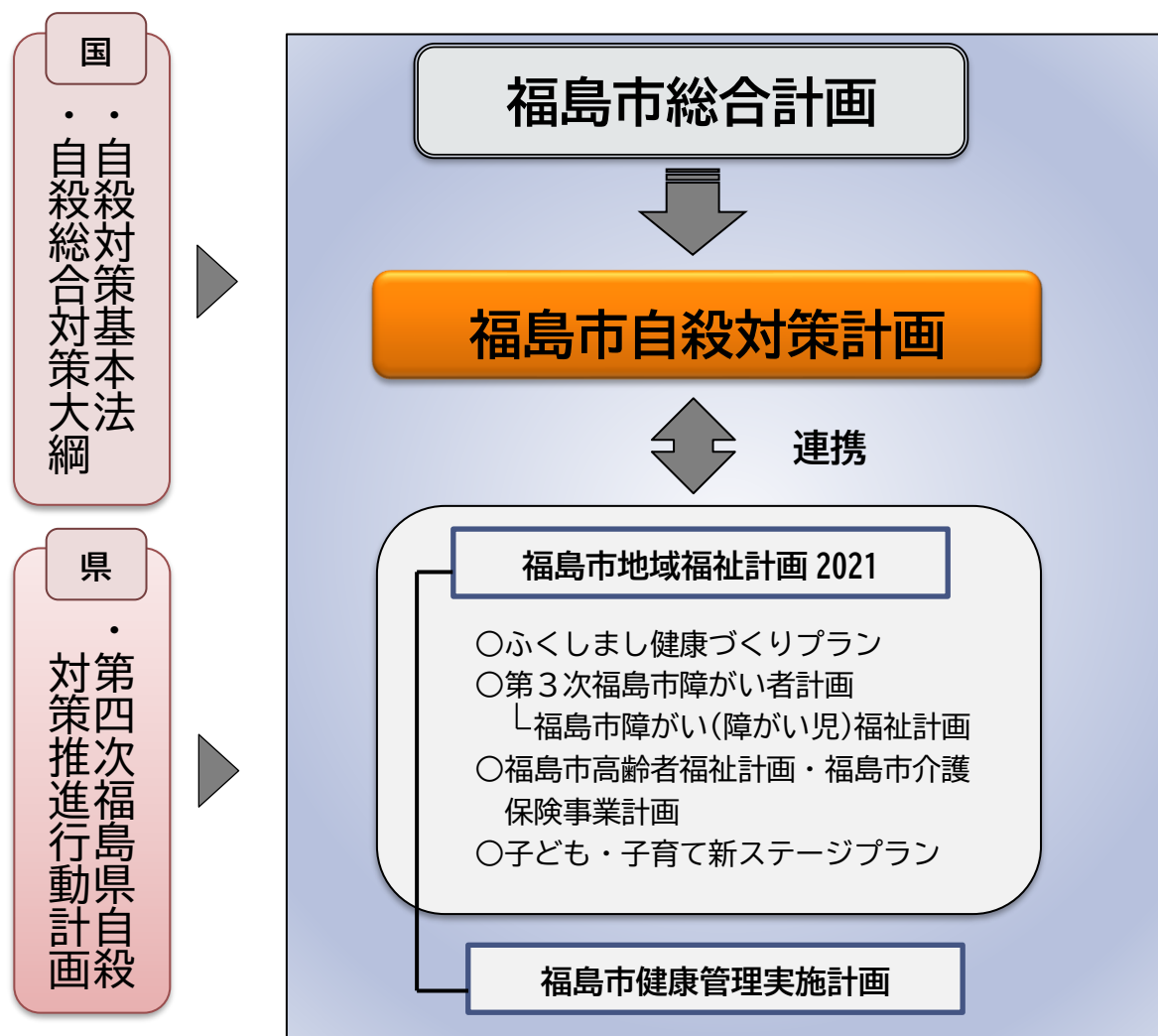
※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

2. 計画の位置づけ

この計画は「福島市総合計画」及び、自殺防止対策の推進を新規施策とした「福島市地域福祉計画2021」との整合性と連携を図りながら、本市の自殺対策に関する基本的な計画として策定するものです。

また、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」の位置付けから、令和4年10月に見直しされた国の「自殺総合対策大綱」や「第4次福島県自殺対策推進行動計画」との整合性を図ります。



福島市自殺対策計画とSDGsとの関係

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの認識のもと、自殺対策を、孤独・孤立を防ぐことによる生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守る姿勢で展開していきます。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能性でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせています。

3. 計画の期間

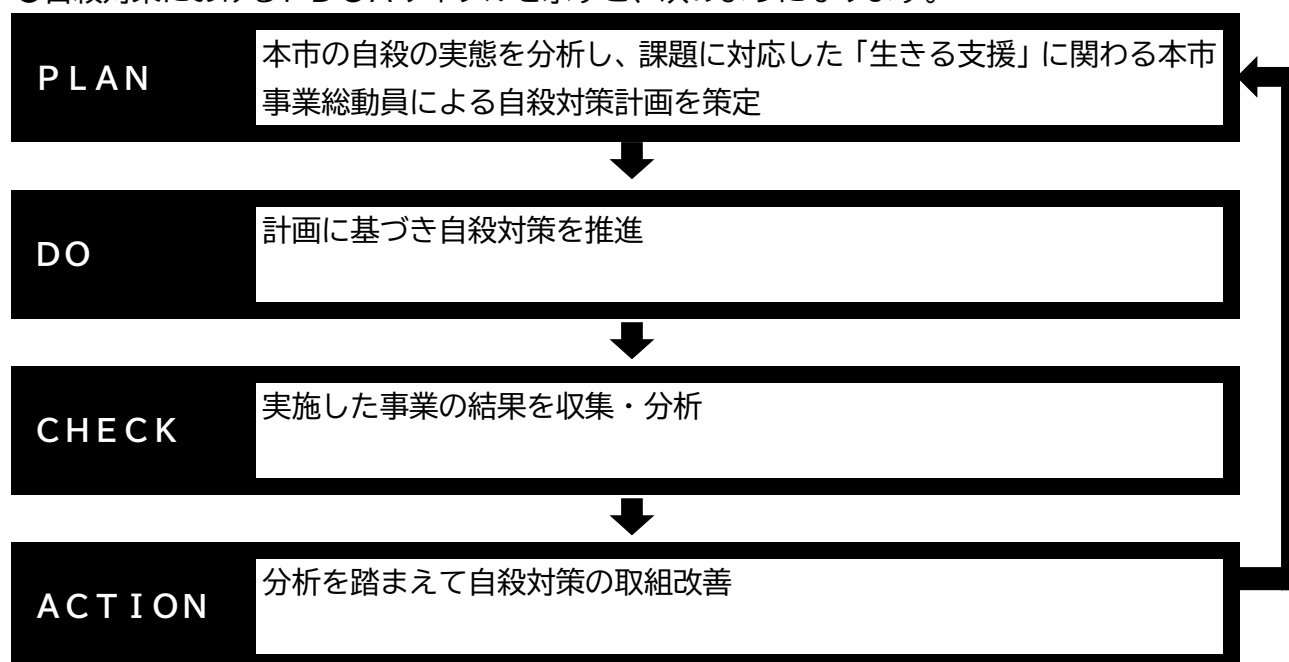
国の「自殺総合対策大綱」が、おおむね5年を目途に見直されることから、本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、国の動きや自殺実態、社会状況等を踏まえ見直しを行います。

なお、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合は、必要に応じて対応します。

4. PDCAサイクルによる改善

自殺対策に関わる行政機関や関係団体は、「誰も自殺に追い込まれることのない福島市」の実現に向けて、自殺対策のPDCAサイクルにより、自殺対策を常に改善しながら推進することを認識する必要があります。

●自殺対策におけるPDCAサイクルを示すと、次のようになります。



5. 第1次計画における取り組みと評価

第1次計画では、実施された取組の評価・検証をするため5つの基本施策において評価指標を設定しました。

今回の見直しにあたって評価指標の現状の把握と評価を、「○現状値が目標を達成している」、「△現状値がほぼ変化していない」、「×現状値が悪化しているまたは実施していない」の3つの項目で行いました。

12の取り組みのうち、9の取り組みにおいて目標を達成していますが、後述するように基本目標の達成は困難な状況であり、取り組みが自殺対策にどのように寄与したかの検証と、より現状に沿った取り組みを重点的に行う必要があります。

表1 取り組みの現状と評価

NO.	基本目標	評価指標	計画時(H30)	目標(R5)	現状(R4)	評価
1	1-1	福島市自殺対策推進本部会議の開催		1回以上/年度	未実施	×
2	1-2	福島市自殺対策ネットワーク会議の開催		2回以上/年度	1回	△
3	2-1	市職員向けセミナーの開催	—	1回以上/年度	1回	○
4	2-2	市民向けセミナーの開催	—	1回以上/年度	1回	○
5	3-1	市民講座・出前講座で「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	未把握	70%以上	71%	○
6	3-2	自殺対策強化月間イベントにおける啓発	—	1回以上/年度	1回	○
7	4-1	こころの健康相談事業の実施	—	11回/年度	9回	△
8	4-2	アルコール関連支援事業の実施	—	公開講座 1回/年度 家族教室 9回/年度	公開講座1回 家族教室8回	○
9	4-3	ひきこもり相談事業の実施	—	公開講座 1回/年度 家族教室 7回/年度	家族教室6回	○
10	4-1	精神保健福祉セミナーの開催	—	1回/年度	1回	○
11	5-1	家庭教育支援における児童生徒からのSOSに対応する受け止め方の講座の開催	—	1回以上/年度	2回	○
12	5-2	教職員に対する研修の実施	—	1回以上/年度	2回	○

6. 自殺対策の見直しの概要

本市における自殺対策の現状を踏まえた見直しの概要は次のとおりとなります。

1. サブタイトルの見直し

変更前 第1次計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない福島市を目指して～

変更後 第2次計画 ～「気づく」、「傾聴」、「つなぐ」、「見守る」～

見直しの理由

第1次計画の方向性を踏まえ、第2次計画では、「ゲートキーパーの養成」を生きる支援の柱として位置づけて計画を推進することから、第2次計画の方向性を明確化して情報発信するために、サブタイトルをゲートキーパーの役割である「気づく」、「傾聴」、「つなぐ」、「見守る」とします。

2. ゲートキーパー養成の強化

自殺対策においては、それぞれのライフステージに応じた対策が必要であり、対象に応じた『自殺対策を支える人材育成の強化』が必須であるため、その役割を担う「ゲートキーパーの養成」に年次計画で取り組みます。

1. 子どもと若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化

●ライフステージに応じたゲートキーパー

対象者	ゲートキーパーの対象例
子ども	保護者、教員
若者	大学生、専門学校生、教員
子育て中の女性	パートナー、市内保育所の保育士、幼稚園教諭等
地域住民	民生・児童委員、近隣住民
高齢者	地域包括支援センター職員

7. 自殺対策の基本方針

本市における取り組むべき課題については基本的に前計画を引き継ぎながら、本市の状況の変化や「自殺総合対策大綱」の見直し内容を踏まえ、以下の5点を本市の自殺対策における「基本方針」とします。

- (1) 自殺対策を孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連する施策や関係機関と有機的な連携を図り総合的に取り組む
- (3) 対応の段階やレベルに応じ、さまざまな施策と効果的な連動を図る
- (4) 実践的な取り組みと啓発的な取り組みを合わせて推進する
- (5) 関係者の役割を明確にし、連携・共創による取り組みを推進する

(1) 自殺対策を孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのためには、自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みだけでなく、地域において「生きる支援」に関する取り組みを総動員して、まさに「孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連する施策や関係機関と有機的な連携を図り総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活が送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会や経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要ですが、このような包括的な取り組みを実施するためには、さまざまな分野の関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

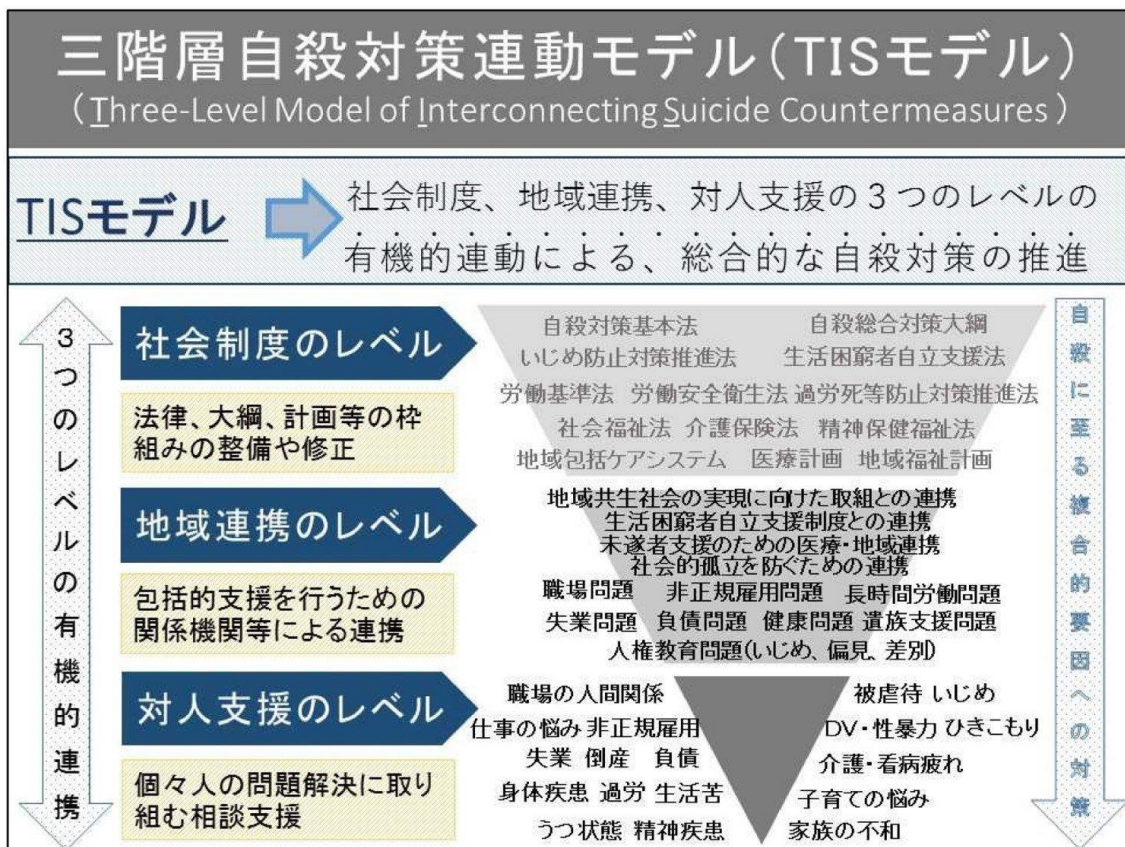
さらに、連携の効果を高めるためには、支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階やレベルに応じ、さまざまな施策と効果的な連動を図る

自殺対策に係る個別の施策は、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つに分類することができ、これらを有機的に連動させ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、普及啓発等、自殺の危険性が低い段階における「事前対応」や現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し自殺を防ぐ「危機対応」、さらに、不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」と、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが自殺に対する保護要因となり、学校やその後の社会で直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられます。



三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)

(4) 実践的な取り組みと啓発的な取り組みを合わせて推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った方の心情や背景が周囲には理解されにくい傾向があります。このため、そのような心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが必要であるということが地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

さらに、市民一人ひとりが日常生活においても、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、相談窓口につなぐとともに見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割を明確にし、連携・共創による取り組みを推進する

自殺対策を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政だけでなく、関係団体、民間団体、企業等が連携・共創により自殺対策を推進していく必要があり、そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・共創に向けた仕組みを構築することが重要となります。

併せて、地域で暮らす私たちも、一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていく必要があります。

8. 基本目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標等を定めるとともに、各々の取り組みがどのような効果を挙げたかという、個々の取り組みの成果についても検証と評価を行い、必要に応じて内容の見直しを図っていくことが求められます。

国は、平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38(2026)年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを、自殺対策の目標として定めています。

この目標を踏まえて、本市においては第1次計画で平成28年の自殺死亡率14.74(年間自殺者数42人)を令和5年までに15%以上減少させること、具体的には自殺死亡率を12.53(年間およそ35人)に減少させることを目標としておりましたが、令和4年の自殺死亡率が16.46となるなど、達成は困難な状況です。

しかしながら、自殺者を無くすという基本理念に立ち、第2次計画においては、これまで以上の積極的な取り組みにより、令和10年までの5年間で令和4年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

	平成28年 (2016年)	現状値 令和4年 (2023年)	目標値 令和10年 (2028年)
自殺死亡率(人口10万人対)	14.74	16.46	13.17
年間自殺者数 <small>(※1)</small>	42人	45人	35人 <small>(※2)</small>

(※1) 自殺者数及び自殺死亡率算出の元となる統計は、警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)による。

(※2) 令和10(2028)年の年間自殺者数は、目標値の自殺死亡率と福島市人口ビジョンを基に算出。

第2章

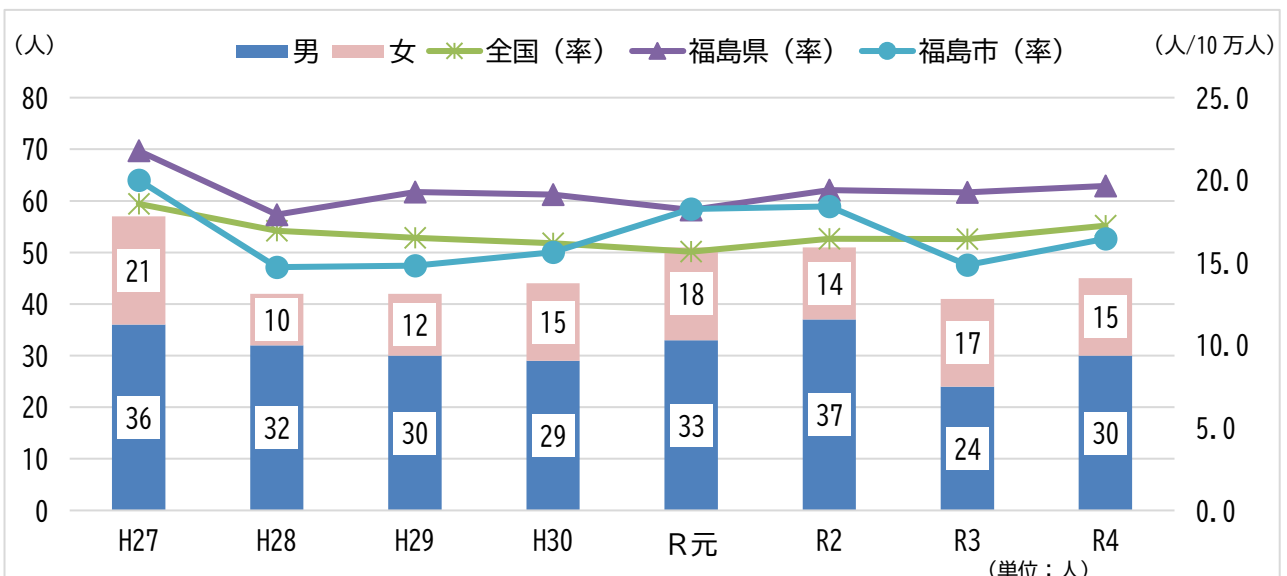
福島市の自殺の現状

第2章 福島市の自殺の現状

1. 自殺死亡率と自殺者数の推移

自殺死亡率および自殺者数はともに高かった平成27年と比べ、年によりバラつきがあるものの減少していますが、平成28年以降自殺死亡率は微増傾向にあり、自殺者数は増減を繰り返しています。

また、自殺者数は依然として交通事故死者数の数倍に上り、本市においても自殺は深刻な問題となっています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男女計	57	42	42	44	51	51	41
交通事故による 死亡者数	4	12	3	5	8	8	3

図1 自殺死亡率と自殺者数の推移（平成27～令和3年） 出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
資料：福島市統計書

表1 自殺死亡率と自殺者数の推移（平成27～令和4年）

	自殺死亡率（人／10万人当たり）							
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全国	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25
福島県	21.78	17.91	19.29	19.12	18.20	19.39	19.27	19.66
福島市	20.00	14.74	14.82	15.63	18.26	18.40	14.87	16.46

	自殺者数（人）							
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全国	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
福島県	428	350	374	367	346	365	359	362
福島市	57	42	42	44	51	51	41	45

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. 男女別・年代別状況

性別では、各年および各年代とも男性の自殺者が女性を上回っています。

なお、平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数（合計229人）では、30歳代の男性（30人）と50歳代の男性（28人）の自殺者が多くなっています。

特に、30歳代男性の自殺率（38.25）は、全国自殺率（24.45）を大きく上回っております。

また、60歳以上の高齢者は91人と全体の4割弱を占めています。

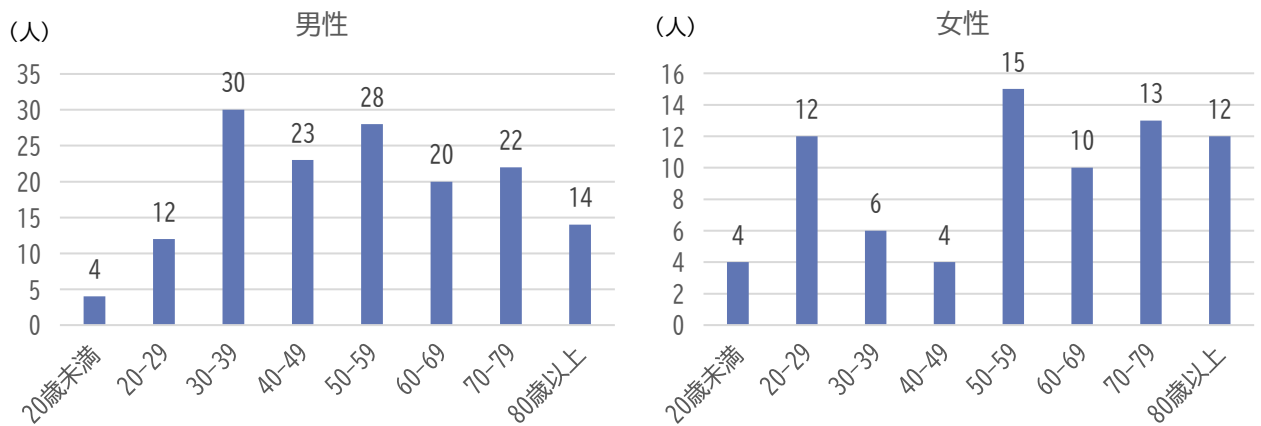


図2 男女別・年代別自殺者の状況（平成29～令和3合計）

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

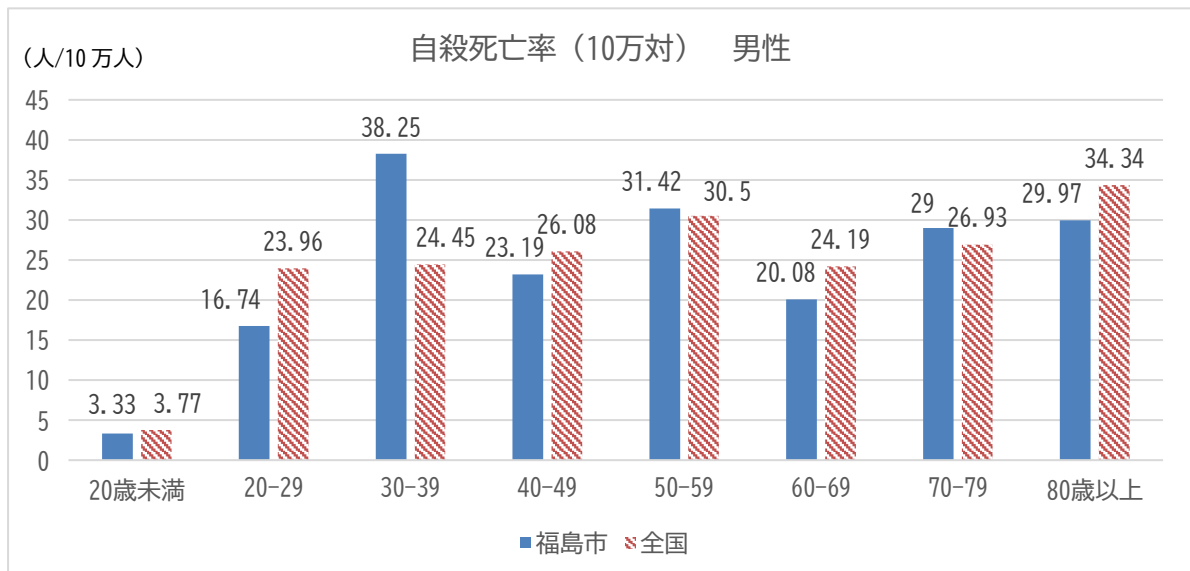


図3 男性の年代別の自殺死亡率（10万対）の推移（平成29～令和3合計）

出典：地域自殺実態プロファイルより集計

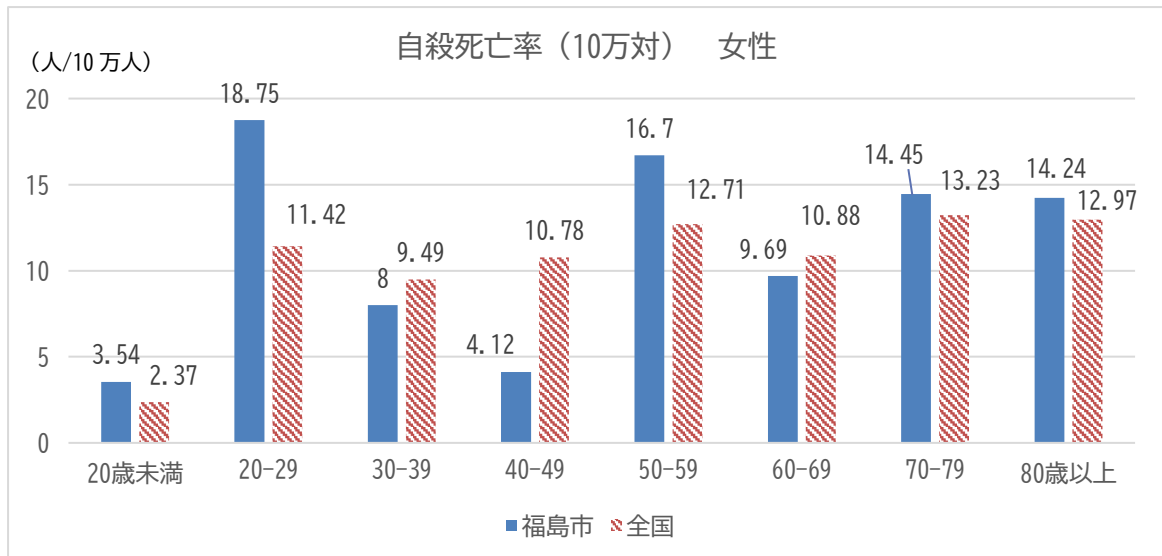


図4 女性の年代別の自殺死亡率（10万対）の推移（平成29～令和3合計）

出典：地域自殺実態プロフィールより集計

3. 性別・職業・同居の有無別状況

平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数（合計229人）に対して、無職者の自殺者は132人（57.6%）、有職者の自殺者は97人（42.3%）となっています。

また、有職者を職業状況別に見ると、「自営業・家族従業者」が19人、「被雇用・勤め人」が78人となっています。

さらに、自殺者の年齢階級では、60歳以上の無職者男性が23人（10.0%）と多く、その次に60歳以上の無職者女性の自殺者が多い傾向がみられます。

なお、本市においては、男女とも同居の方の自殺死亡率が高い傾向にあります。

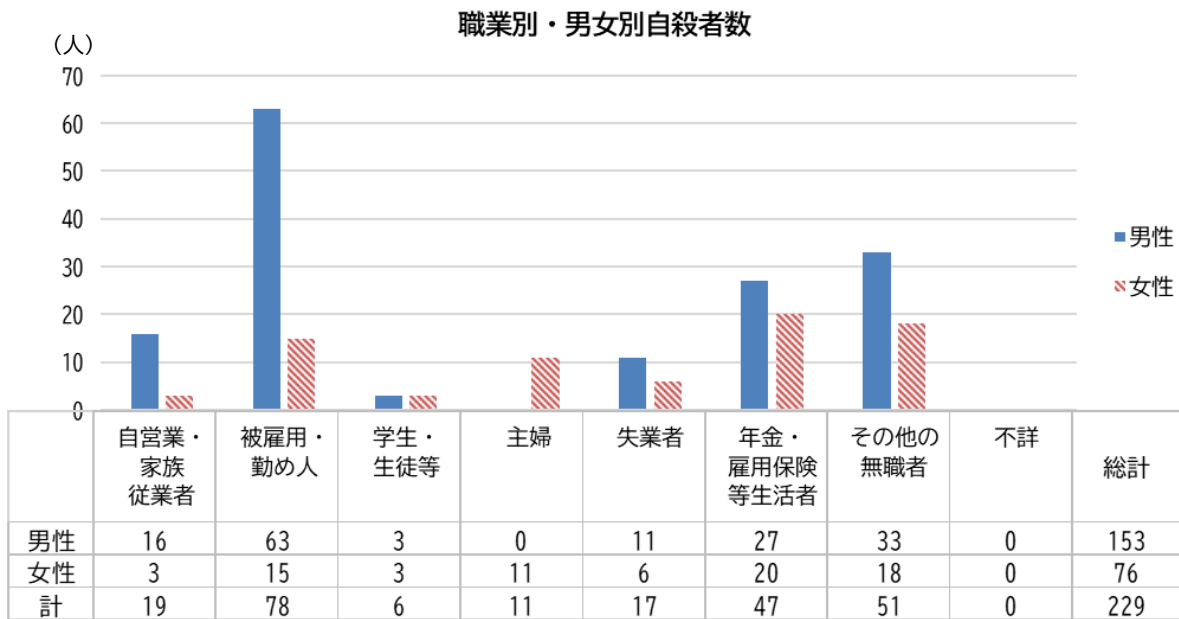


図5 職業別・男女別自殺者数（平成29～令和3合計）

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

参考：自殺者数と割合（平成29～令和3合計）※20歳未満と不詳を除く

	年齢階級	職業	同居	男性		同居	女性	
				自殺者数 (人)	割合		自殺者数 (人)	割合
男性	20～39歳	有職者	同居	18	7.90%	同居	7	3.10%
			独居	10	4.40%		独居	3
		無職者	同居	10	4.40%	同居	6	2.60%
			独居	4	1.70%	独居	2	0.90%
	40～59歳	有職者	同居	21	9.20%	同居	5	2.20%
			独居	11	4.80%		独居	1
60歳以上	有職者	同居	14	6.10%	同居	2	0.90%	
		独居	3	1.30%		独居	0	0.00%
	無職者	同居	23	10.00%	同居	22	9.60%	
		独居	16	7.00%		独居	11	4.80%

出典：地域自殺実態プロフィールより集計

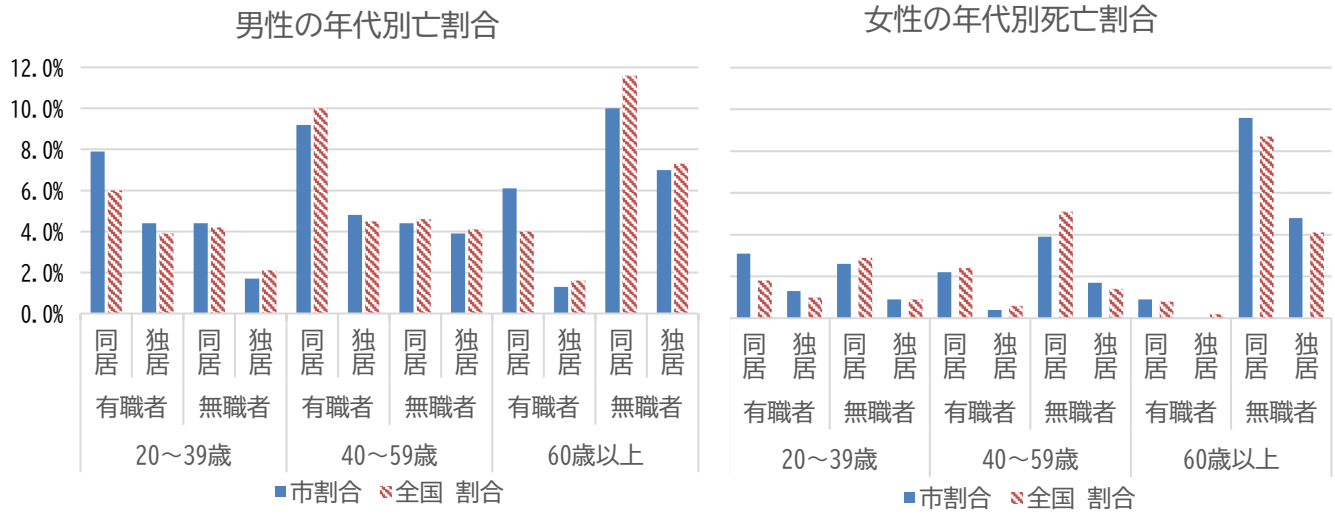


図6 男女別・年代別・職業別・同居の有無別にみた自殺者数の割合（平成29～令和3合計）

出典：地域自殺実態プロファイルより特別集計（住居地・自殺日）

4. 本市の自殺者の特徴

自殺総合対策推進センターでは、本市における平成29年から令和3年までの自殺者に関するデータから、自殺に至った背景にある危機経路を「地域自殺実態プロファイル」として分析しています。

表2 福島市の主な自殺の特徴（平成29～令和3合計）

【H29～R3の合計 229人（男性153人、女性76人） ※自殺統計（自殺日・住居地）】

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 ^(※) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ^(※※)
1位:男性60歳以上無職同居	23人	10.0%	21.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	22人	9.6%	12.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳有職同居	21人	9.2%	14.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	18人	7.9%	21.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上無職独居	16人	7.0%	84.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

(※) 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に、いのち支える自殺対策推進センターが推計した。

(※※) 「背景にある主な自殺の危機経路」は、「自殺実態白書2013」(NPO法人ライフリンク)を参考にいのち支える自殺対策推進センターが推定した。

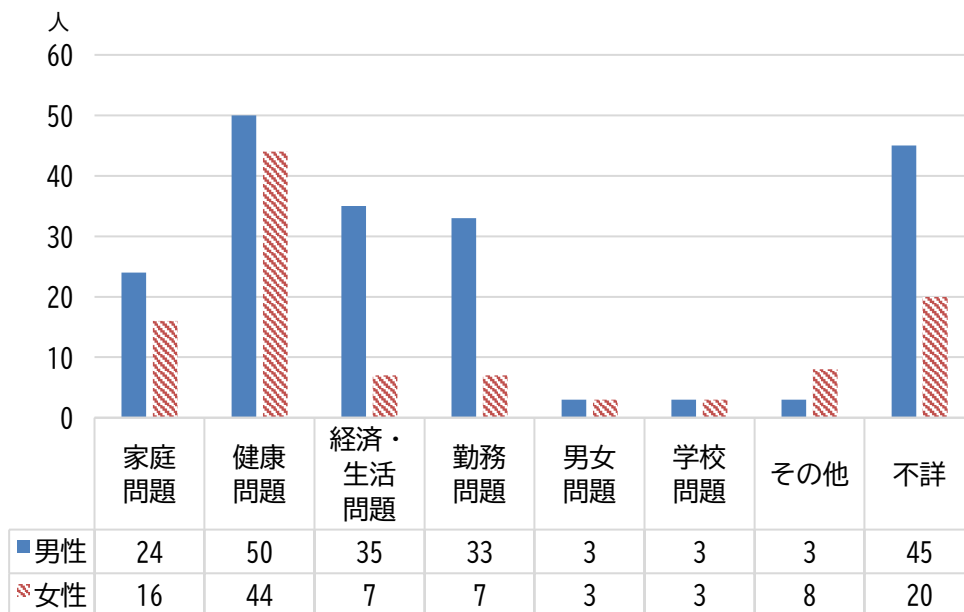


図7 原因・動機別自殺者数（平成29～令和3合計） ※複数回答あり

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第3章

自殺対策の取り組みと「生きる支援」

第3章 自殺対策の取り組みと「生きる支援」

1. 施策の体系

本市の自殺対策は、すべての市町村が共通して取り組むことが望ましいもので、本市がこれまでに取り組んできた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル^(※)」を参考にし、本市の自殺の特徴を踏まえ、より効果的な自殺対策を進めるため、対象者を明確にした「重点施策」から構成されます。

「基本施策」は、全国的に実施されることが望ましいとされる施策であり、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進していく上で欠かすことのできない基盤となる取り組みです。

これまで、各部署や関係機関において、こころや健康、生活・家庭、福祉、介護、引きこもり等さまざまな問題に取り組んでおりますが、前計画において、自殺対策と直接的に関連付けられてこなかった分野にも新たに着目し、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の段階ごとに必要な施策を整理したことから、本計画でも引き続き、同様の整理を行いました。

また、「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の3つの領域に焦点を絞り、各領域に関係するさまざまな取り組みから、自殺のリスク要因を減らし「孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援」として推進が求められる包括的な内容となっています。

(※)地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成するとともに、地域自殺対策の策定に資する「地域自殺対策政策パッケージ」を作成しました。

福島市の自殺対策

施策体系

【5つの基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

3 市民への啓発と周知

4 生きることの促進要因への支援

5 子ども・若者のSOSの出し方に関する支援

【3つの重点施策】

1 高齢者の自殺対策

2 生活困窮者の自殺対策

3 勤務・経営者の自殺対策

2. 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場の在り方の変化などさまざまな要因をはじめ、その人の性格や家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

このことから、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活が送れるよう、精神保健的な視点だけでなく、さまざまな分野の組織や人、施策が密接に連携を図る必要があります。

① 関係機関・団体との連携

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
福島市自殺対策ネットワーク会議	地域における自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークの強化を図ります。	障がい福祉課 関係課
民生委員・児童委員活動	地域の中で困難を抱えている人に気づき、早期に適切な相談機関へつなぐことができるよう、民生委員・児童委員活動を支援し、人のつながりのある地域社会づくりを推進します。	共生社会 推進課

② 特定の問題に関する取り組みとの連携

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
要保護児童対策地域協議会	要支援児童等の早期発見に努めるとともに、こどもや家庭が抱える問題について情報共有を図るため、保育所や学校等の児童福祉関係機関とのネットワークの構築を図ります。	こども家庭課
福島市いきいき共生推進委員会	自殺対策である「生きることの包括的な支援」を推進するために、医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とネットワークの構築を図ります。	障がい福祉課
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、庁内関係部署や医療・福祉・介護・警察等の関係機関と連携し自立支援を図ります。	生活福祉課
高齢者虐待防止連絡会議	高齢者虐待への早期発見に努めるとともに、高齢者や養護者が抱える問題について情報共有を図るため、地域包括支援センター、医師会、警察等の関係機関とのネットワーク構築を図ります。	長寿福祉課

●評価指数

評価目標	現状値（令和4年度）	令和10（2028）年度までの目標値
福島市自殺対策ネットワーク会議	1回／年度	1回以上／年度

<指標の考え方>

国は、市町村単位の自殺対策においては、個々の事業の実施が自殺の減少という「結果」となってすぐに現れにくいとの考えにより、自殺の増減という「結果」ではなく、自殺を減少させるための手段（事業）として適正であったかどうか、その「プロセス」について評価することを求めています。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

●「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」

自殺対策におけるゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

本計画においては、このゲートキーパーの考え方にに基づき、養成講座・セミナーを通して、生きる支援の具体的な取組を「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」の4つの視点から、様々な困難や悩み等により支援を必要としている人や、支援を行う人に対する取組を展開していきます。

☆ゲートキーパーの役割

気づく	： 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
傾聴	： 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つなぐ	： 早めに専門家に相談するように必要な支援につなげる
見守る	： 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

① ライフステージに応じたゲートキーパーの育成

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
保育士・幼稚園教諭等を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	子育て中の女性の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、保育士・幼稚園教諭等の子育てに係る関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課 幼稚園・ 保育課
教員等を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	こどもの自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の教員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課 学校教育課 福島いのちの 電話
若者を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	若者世代において、互いに自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、大学生・専門学校生等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
パートナーに対するゲートキーパーとしての意識啓発	最も身近な家族、同僚、パートナーの変化に気づき、支援につなぐことができるよう、職場における健康講座でメンタルヘルス対策と併せゲートキーパーの視点を盛り込んだ講座内容を実施します。	障がい福祉課 保健予防課
民生委員・児童委員等を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	地域住民の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、民生委員・児童委員等の地域住民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課 共生社会 推進課
高齢者福祉関係機関等を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	高齢者の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、地域包括支援センター職員等の高齢者福祉にかかる関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課 長寿福祉課
市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	地域住民の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、住民の身近な窓口となっている市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	人事課 障がい福祉課

② 市民やさまざまな職種を対象にした講座

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
市民向けセミナー	地域で支え手となる人材を育成するため、市民を対象にセミナーを開催するほか、市民団体や事業所等を対象に行われる出前講座を活用し、メンタルヘルスや自殺に関する正しい知識の周知を図ります。	障がい福祉課 健康推進課 保健予防課 福島いのちの 電話
専門職向けセミナー	自殺のリスクを抱えた人を発見した際、早期に適切な相談機関へつなぐ役割を担うため、保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、さまざまな分野において相談・支援等を行う方を対象にセミナーを開催します。	障がい福祉課
市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施 【再掲】	地域住民の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、住民の身近な窓口となっている市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	人事課 障がい福祉課

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
健康セミナー	こころの病気やストレスに対処する知識の普及啓発に併せ、自殺に関する正しい知識について理解を深めるための講演会を開催します。	障がい福祉課
学校教育・社会教育関係者向けセミナー	児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら、適切な相談・支援機関につなぐ役割ができる人材の育成に努めます。	生涯学習課 障がい福祉課

●評価指数

評価目標	現状値（令和4年度）	令和10(2028)年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座受講者数	286人 (H30～R4累計)	350人 (R6～R10累計)
市民向けセミナー参加者数	152人 (H30～R4累計)	180人 (R6～R10累計)

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った方の心情や背景が周囲には理解されにくい傾向があります。

そのような心情や背景への理解を深め、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するとともに、危機に陥った場合には、「誰かに援助を求めることが必要である」ということが地域全体の共通認識となるよう、関係機関や庁内関係課と連携を図りながら普及啓発を行います。

① リーフレット・啓発グッズ等の活用

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
リーフレット等の作成・配布	こころや健康、家族関係、借金問題、仕事や職場に関する相談窓口を掲載したカードを広く配布し、市民に対する周知を図ります。 なお、児童生徒の自殺対策として夏休みが明ける前の時期にリーフレット配布等の周知・啓発活動を実施します。	障がい福祉課 関係機関
自殺対策強化月間におけるキャンペーンの実施	9月と3月の福島県自殺対策強化月間に合わせて、本庁舎や出先機関等にポスターやリーフレット等を掲示し広く周知を図ります。	障がい福祉課 関係機関
自殺予防週間におけるキャンペーンの実施	自殺対策基本法に定める自殺予防週間(9月10日～9月16日)に合わせて、本庁舎や出先機関等にポスターやリーフレット等を掲示し広く周知を図ります。	障がい福祉課 関係機関
地域のネットワークを活用した情報提供	自殺対策ネットワーク会議を構成する機関や団体が実施する講演会やイベントについて、ポスターやチラシ等を掲示し広く周知を図ります。	障がい福祉課 関係機関
児童生徒向け悩みごと相談カードの配布	子どもたちが抱える家庭や学校などでの悩みや困りごとについて、自らSOSを発信しやすいよう、各種相談窓口を掲載した「悩みごと相談カード」を新中学一年生に配布します。	こども政策課
子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知	子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知のため、市内の小中学生を対象にリーフレット等を配布します。	こども家庭課

② 市民向け講演会やイベント等の開催

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
自殺対策強化月間イベントにおける啓発	9月の福島県自殺対策強化月間に合わせて、講演会やセミナー等を開催し自殺問題に対する市民の理解促進と啓発を図ります。	障がい福祉課 関係機関
各種イベントにおける啓発	くらしや消費生活、健康増進、福祉に関するイベントやフェア会場において、相談窓口に関するリーフレットの掲示や配布等を行うことで、市民への啓発と相談窓口の周知を図ります。	障がい福祉課 イベント 担当課
市民講座・出前講座における啓発	市民団体・事業所・学校・公的団体等を対象にした各種講座を活用し、市民への啓発と相談窓口の周知を働きかけます。	関係課
人権擁護委員との連携による啓発	人権擁護委員と協力し、街頭での啓発運動や「人権と平和展」、「人権の花運動」を通して、命の大切さや思いやりの心、人権の大切さなどについて広報・啓発を推進します。	男女共同 参画 センター
各種相談事業	保健、福祉、医療、子育て、教育、消費生活、法律等の各種市民向け相談事業と連携を図り、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを推進します。	関係課

③ SNS等を活用した啓発

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
SNS等を通じた情報発信	市ホームページやLINE・フェイスブック等を活用し、自殺対策に関する相談窓口等の情報や取り組みを効果的に広報します。	障がい福祉課 ほか
メディアを活用した啓発	新聞、テレビ、ラジオを活用した啓発を行い、自殺対策に関する施策や取り組みを効果的に広報します。	障がい福祉課 ほか
市施設を利用した啓発の推進	図書館を啓発活動の拠点の一つとして、自殺対策強化月間や自殺予防週間等と連動させ、市民に対する情報提供の場として活用を図ります。	障がい福祉課 図書館ほか

●評価指数

評価目標	現状値（令和4年度）	令和10（2028）年度までの目標値
リーフレット等の作成・配布	配布箇所 110か所	130か所
自殺対策強化月間イベントにおける啓発	3回/年度	1回以上/年度

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても地域においても、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを行い、双方の取り組みを連携的に行うことで自殺リスクを低下させる方向へ推進することが重要となります。

このことを踏まえ、「生きることの促進要因」の観点から、困難な状況にある方をはじめ、自殺未遂者や遺された方への支援に関する取り組みを推進していきます。

また、健康問題、経済、生活環境などに不安や悩みを抱えている方々に対し、引き続き必要な支援も併せて推進します。

① 生きることの促進要因への支援

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
包括的支援体制整備事業	地域の中で複雑・複合化した課題を抱え、各種制度の狭間にあり必要な支援が届いていない方に対して、属性を問わない相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会との繋がりを支援する参加支援、地域における支え合いのネットワークを構築する地域づくりに向けた支援を行います。	共生社会 推進課
こころの健康等に関する出前講座	地域の町内会や高齢者サロン、事業所などを対象に、こころの健康等に関する出前講座を実施します。	健康推進課 保健予防課 長寿福祉課
こころの健康相談事業	日々の生活の中でストレスを感じていたり、心に悩みを抱えているが、通院に至っていない方及びその家族を対象に、専門家による予約相談会を実施します。	障がい福祉課
アルコール関連支援事業	アルコールに関する問題を抱えている家族をお持ちの方を対象に、アルコール家族教室や公開講座を開催し、本人の生活の質の改善と家族の負担軽減を図ります。	障がい福祉課
ひきこもり相談事業	ひきこもりに関する不安や困難を抱えている家族を対象に、ひきこもり家族教室や公開講座を開催し、ひきこもりの理解と対応に関する知識を深めます。	障がい福祉課
民生委員・児童委員活動【再掲】	地域の中で困難を抱えている人に気づき、早期に適切な相談機関へつなぐことができるよう、民生委員・児童委員活動を支援し、人のつながりのある地域社会づくりを推進します。	共生社会 推進課
市民相談・法律相談	生活上の困りごとや法律上の問題、消費生活上のトラブルを抱えた市民に対して各種相談会を実施し、問題解決に向けた支援を図ります。	生活課 消費生活 センター

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
多重債務相談	消費者金融やクレジットカードの利用により返済が困難になった方の相談に応じ、問題解決への支援を図ります。	消費生活センター
生活困窮者自立支援制度【再掲】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、庁内関係部署や医療・介護・警察等の関係機関と連携し自立支援を図ります。	生活福祉課
子どもの虐待予防事業	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、早期の発見・対応に努め、保護者への支援を通じて児童虐待の防止に取り組めます。	こども家庭課
避難者支援	東日本大震災及び原子力災害から避難している市民の帰還しやすい環境づくりをはじめ、本市への避難者と地域住民とのコミュニティ形成などを支援します。	生活課
LGBTQ（性的少数者）理解促進のための啓発	LGBTQ（性的少数者）に関する理解を深め、偏見や差別を無くし、自分らしく生活できるよう普及啓発を図ります。	男女共同参画センター
チャイルドラインふくしま	18歳までの子どもの声を受け止める電話「チャイルドライン」に関する事業を行い、子どもの状況を社会に伝えるとともに、子どもを一人の人間として尊重し、話を聴いていく中で、できることを一緒に考えていきます。	チャイルドラインふくしま
福島いのちの電話	自殺予防の電話相談を行い、「悩める人たちのよき隣人」として電話を通して心通わせ、よき相談相手となっています。	福島いのちの電話

② 女性への支援

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
ハイリスク妊産婦・乳幼児訪問	望まない妊娠や妊産婦のうつ、子どもの疾病や発達の問題等による子育ての負担軽減を図るため、医療機関と連携して相談支援に取り組めます。	こども家庭課
産後ケア事業	産後に十分な支援を受けられない場合に、母親の休息確保や育児相談などの支援を行います。	こども家庭課

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
子育て相談	子どもの養育や子育て環境など、様々な子育て中の悩みに関して専門職が相談に応じます。	こども家庭課 健康推進課
女性相談	パートナーからの暴力や家庭問題など、女性の抱える様々な悩みで電話や面接等で相談支援を行います。	こども家庭課
子どもの虐待予防事業 【再掲】	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、早期の発見・対応に努め、保護者への支援を通じて児童虐待の防止に取り組めます。	こども家庭課

③ 自殺未遂者等への支援

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
相談・支援窓口の周知	地域の相談・支援窓口を掲載したリーフレット等を本人や家族に配布し、未遂者を必要な支援につなぎ再発防止に努めます。	関係課 関係機関
相談・支援体制の構築	自殺未遂者が地域の相談窓口につながり適切な支援を受けることができるよう、警察、消防、医療機関との有機的な連携体制の構築を目指します。	関係課 関係機関
公的職員を対象にした研修	現場に居合わせる可能性の高い、警察、消防、医療、民間事業者に対して、本人及び家族等への配慮や対応に関する研修を推奨します。	人事課 障がい福祉課 関係機関

④ 遺された方への支援

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
自死遺族支援の会	遺族のつどいの開催や若者のグリーフサポート事業などの遺族支援と並行し、つながりや支えあいで命を守れるような地域づくりと自殺予防の事業に取り組めます。	福島れんげの会
自死遺族への支援	自死遺族が必要とする情報の提供を図り、遺された方への支援に努めます。	障がい福祉課

●評価指数

評価目標	現状値（令和4年度）	令和10(2028)年度までの目標値
こころの健康相談事業参加者数	72人 (H30～R4累計)	110人 (R6～R10累計)
アルコール家族教室参加者数	124人 (H30～R4累計)	150人 (R6～R10累計)
アルコール公開講座受講者数	55人 (H30～R4累計)	65人 (R6～R10累計)
ひきこもり家族教室参加者数	57人 (H30～R4累計)	70人 (R6～R10累計)
包括的支援体制整備事業の支援プラン検討会議・支援会議における相談件数	35件 (R3～R4累計) ※R3～新規事業のため	50件 (R6～R10累計)

基本施策5 子ども・若者のSOSの出し方に関する支援

子ども・若者においては、全国的に死亡原因の上位が自殺であることや、将来を担う尊い命であることから、自殺対策を重点的に取り組む必要があります。このことから、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標に、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どもが発信するサインを大人が正しく受け止めてあげることができるよう、SOSの受け止め方に関する取り組みも併せて推進し、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

また、関連する取り組みについては、児童生徒の自殺が増加する傾向がある夏休み等の学校の長期休業明けの時期にかけて重点的に実施します。

さらに、生きづらさや生きることへの不安を抱える若い世代についても、悩みや困難に直面した時に適切な相談機関につながるよう、関係機関と連携を図りながら相談先の情報提供、更なる周知啓発を図ります。

① SOSの出し方に関する教育の実施

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
SOSの出し方に関する教育	学校において命やくらしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、「つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい」ということを学ぶ教育を推進します。	学校教育課
学校の長期休業明けの自殺防止に向けた取り組み	児童生徒の自殺が増加する長期休業の前から期間中にかけて自殺防止に係る周知・啓発に係る取り組みを推進します。	学校教育課 障がい福祉課

② 児童生徒からのSOSに対応する受け止め方の整備

施策名	施策向けた取り組みの内容	担当課/ 関係機関
心のケア推進事業	スクールカウンセラーを配置し、幼児、児童、生徒のカウンセリングや心の授業を実施し、心のケアを推進します。	教育研修課
子どもハートサポート事業	子どもの不登校やいじめ、問題行動にきめ細やかに対応するため、小学校に相談員を配置し、学校生活をサポートします。	教育研修課
スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業	関係機関との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者の心のケアの充実を図ります。	教育研修課
児童生徒学校復帰支援事業	不登校の小・中学生が通学する「ふれあい教室」の開設をはじめ、児童生徒や保護者の相談に対応し、学校復帰を支援します。	教育研修課

施策名	施策に向けた取り組みの内容	担当課/ 関係機関
いじめ・不登校防止対策 推進事業	複数の中学校に、学習指導等を行う生徒支援教員を配置し、別室登校生徒を支援するほか、1人1台端末を活用し、児童生徒一人一人の心や体調の変化、小さなSOSに早期に気づくことができるよう推進していきます。	学校教育課
家庭教育支援 (こころの健康関連)	保護者が子どものSOSに気づき適切な対応ができるよう、家庭教育学級を活用して専門家による講義を開催するほか、セミナー等を通じて家庭教育の支援を図ります。	生涯学習課 学習センター 障がい福祉課

③ SOSの出し方と受け止め方に関する教育を推進するための連携の強化

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
自殺対策強化月間及び自殺予防週間におけるキャンペーンとの連動	児童生徒からの悩みや相談(SOS)を広く受け止めることができるよう、「24時間子どもSOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 障がい福祉課
教職員に対する研修の実施	教職員向けに開催する研修会等において、児童生徒の自殺の実態や彼らの抱え込みがちな自殺のリスク、SOSの出し方と受け止め方に関する情報を提供することで、教職員の理解の促進を図ります。	教育研修課 学校教育課

④ 若者の不安や悩み解消への支援

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
相談機関リーフレットの作成・配布	こころや健康、家族関係、仕事や職場に関する相談窓口を掲載したカードを広く配布し、適切な相談先につながるよう相談機関の周知を図ります。	障がい福祉課 関係機関
若者の居場所づくり・相談機関に関する情報提供	民間団体と連携し、若者の居場所づくりや就労に関する支援情報を広く周知します。また、必要時には相談対応を行い、相談者を適切な関係機関につなぐ支援を行います。	障がい福祉課 関係機関
若い世代へ向けた自殺対策キャンペーンの実施	若者が多く集まる機会にリーフレット配布等の周知・啓発活動を実施します。	障がい福祉課 関係機関

●評価指数

評価目標	現状値(令和4年度)	令和10(2028)年度までの目標値
家庭教育支援実施回数 (こころの健康関連)	6回 (R2~R4累計)	15回 (R6~R10累計)
教職員に対する研修実施回数	4回 (H30~R4累計)	10回 (R6~R10累計)

3. 重点施策

厚生労働省「地域における自殺者の基礎資料」によると、本市では、平成29年から令和3年の5年間に229人（男性153人、女性76人）が亡くなっており、そのうち91人（男性56人、女性35人）が60歳以上の高齢者となっています。

また、自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、94人が「健康問題」、42人が「経済・生活問題」、それぞれ40人が「家庭問題」と「勤務問題」を理由に亡くなっています。

さらに、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル」においては、本市の自殺者の特徴から、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の3領域を本市の自殺対策に向けた重点パッケージとして推奨しています。

これらのことから、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」に関する自殺対策を本市の自殺対策における重点施策と位置づけ、さまざまな取り組みを推進していきます。

重点施策1 高齢者の自殺対策

高齢者の8割が元気高齢者ですが、病気や老化による心身の衰えや社会生活の変化により、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった課題があり、高齢者の自殺対策に向けては、さまざまな背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

このことから、行政サービスをはじめ、民間事業所のサービス、民間団体等で行われている既存事業や支援等を適切に活用し、高齢者や支援者に対する支援情報の周知、自殺リスクの高い高齢者の気づきやつなぎ、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の促進など、「孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援」に向けた施策を推進します。

① 高齢者及び支援者に対する啓発

高齢者とその支援者に対して、相談窓口が掲載された啓発リーフレット等を活用し、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報の周知を図ります。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
各種講座・講演会	講演会や講座等の機会を活用し、高齢者が抱え込みがちなさまざまな悩みや問題に対応する相談窓口が掲載されたリーフレット等を当事者やその家族、または関係職員に配布します。	関係課
地域包括支援センター	各種相談・支援業務を通じて、高齢者やその家族の異変に気付いた際、適切な機関等へつなぎます。	長寿福祉課

② 支援者の気づき・つながりの促進

高齢者との日々の接点を通じて、高齢者やその家族の異変に気付いた際、早期に適切な機関等へつなぐことができるよう、既存の事業や支援等との連携を図ります。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
食事サービス	配達事業者が訪問の際、利用者の安否を確認し、異常があった場合には関係機関へ連絡を行います。	長寿福祉課
ふれあい訪問収集	自らごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、安否確認を兼ねた個別訪問収集を行います。	ごみ減量推進課
地域包括支援センター 【再掲】	各種相談や支援業務を通じて、高齢者やその家族の異変に気付いた際、適切な機関へつなぎます。	長寿福祉課
民生委員・児童委員活動 【再掲】	地域の中で困難を抱えている人に気づき、早期に適切な相談機関へつなぐことができるよう、民生委員・児童委員活動を支援し、人のつながりのある地域社会の形成を図ります。	共生社会推進課

③ 社会参加の促進と孤立・孤独の予防

高齢者になっても目標を持ち、いきいきと暮らせるよう、社会参加や就労、生きがいづくりを支援します。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
包括的支援体制整備事業 【再掲】	地域の中で複雑・複合化した課題を抱え、各種制度の狭間にあり必要な支援が届いていない方に対して、属性を問わない相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会との繋がりを支援する参加支援、地域における支え合いのネットワークを構築する地域づくりに向けた支援を行います。	共生社会 推進課
生きがい型デイサービス 事業	介護保険の要支援・要介護に該当しない比較的元気な高齢者に、通所によるサービスを提供し、健康増進や社会参加、生きがいづくりを支援します。	長寿福祉課
地域介護予防活動支援 事業	「いきいきもりん体操」を活用した地域の介護予防活動の支援や、栄養改善、口腔機能向上、うつ予防、介護予防等に関する普及啓発事業により、高齢者の自立した日常生活の支援を推進します。	長寿福祉課
シルバー人材センターの 支援	高齢者の知識や技能等を活かすことができる臨時的・短期的な就労の場を通じて、社会参加や生きがいづくりを支援します。	長寿福祉課

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
高齢者スポーツの振興	高齢者ミニゴルフ大会や高齢者スポーツ大会等への参加を促進し、参加者同士の交流や健康増進、生きがいがづくりを支援します。	長寿福祉課
高齢者の憩いの場としての拠点づくり	高齢者が楽しく気軽に利用し、仲間づくりができる憩いの場として、老人福祉センター及びわたりふれあいセンターの充実を図ります。	長寿福祉課
アクティブシニアセンター・アオウゼ活用推進事業	主催事業である講座やイベント等を開催し、シニア世代を中心とした生涯学習及び市民の交流を推進し、社会参加や生きがいがづくりを支援します。	アクティブシニアセンター・アオウゼ
高齢者の生涯学習の推進	ライフステージに応じた各種学級や講座等を開催し、参加者同士の交流や生きがいがづくりを支援します。	生涯学習課 学習センター
路線バス等高齢者利用促進事業	75歳以上の市民や広域避難者を対象に、市内路線バス及び福島交通飯坂線の運賃無料化を実施し、公共交通機関の利用促進と高齢者の社会参加を図ります。	交通政策課

④ 高齢者を支援する家族等への支援

家族の介護疲れによる共倒れの防止や負担軽減を図るため、高齢者本人だけでなく、高齢者を支える支援者（家族等）への支援も合わせて推進します。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
ほっとひといき介護のつどい	介護に関する知識の確認や日頃の悩み解消、リフレッシュ、情報交換を行うことができる機会を設け、支援者である家族の負担軽減を図ります。	長寿福祉課
オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営支援	関係機関と連携し、認知症の方やその家族、専門職、認知症に関心を持つ方が気軽に集まり、交流や情報交換のできる場の提供を支援します。	長寿福祉課
地域包括支援センター【再掲】	各種相談・支援業務を通じて、高齢者やその家族の異変に気付いた際、適切な機関等へつなぎます。	長寿福祉課

重点施策2 生活困窮者の自殺対策

平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数（合計229人）のうち、「経済・生活問題」を理由とした自殺者が42人に上るほか、失業・無職者等が115人（50.2%）を占めている等、生活困窮にある人、または生活困窮に至る可能性のある人の自殺リスクの増加が懸念されます。

生活困窮者は、その背景として虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域から孤立しやすいという傾向があると言われています。

このことから、さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識し、生活困窮者自立支援制度などの支援施策と連動させながら、孤独・孤立を防ぐための包括的で効果的な対策を進めていきます。

① 包括的な相談・支援事業の推進

自殺対策と生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取り組みなどと連携して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「孤独・孤立を防ぎ、生きることの包括的な支援」を推進します。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
包括的支援体制整備事業 【再掲】	地域の中で複雑・複合化した課題を抱え、各種制度の狭間にあり必要な支援が届いていない方に対して、属性を問わない相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会との繋がりを支援する参加支援、地域における支え合いのネットワークを構築する地域づくりに向けた支援を行います。	共生社会 推進課
生活困窮者自立支援制度 【再掲】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、庁内関係部署や医療・介護・警察等の関係機関と連携し自立支援を図ります。	生活福祉課
生活保護制度	健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助等を支給し自立の助長を図ります。	生活福祉課
就労支援	庁舎内にハローワークコーナーを常設し、福島公共職業安定所と連携して求職活動を支援します。	生活福祉課

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
ひとり親家庭への支援	医療費の助成や手当の支給をはじめ、自立支援事業や相談業務を通じて、生活の安定や児童の福祉の増進を図ります。	共生社会 推進課 こども家庭課
子どもの学習・生活支援事業	子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、生活困窮世帯の子どもに対して学習機会の提供を行い、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し等の学習支援を行います。	生活福祉課
市民相談・法律相談 【再掲】	生活上の困りごとや法律上の問題、消費生活上のトラブルを抱えた市民に対して各種相談会を実施し、問題解決に向けた支援を図ります。	生活課 消費生活 センター
多重債務相談 【再掲】	消費者金融やクレジットカードの利用により返済が困難になった方の相談に応じ、問題解決への支援を図ります。	消費生活 センター
生活援助資金	低所得世帯を対象として、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に小額の必要な生活資金の貸付を行い、自立更生を援助します。	福島市社会 福祉協議会

② 生活困窮者の気づき・支援制度へのつなぎ

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま悩みを抱え込んでしまう人も少なくありません。

このことから、支援を必要としている人や、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へつなぐための取り組みを推進します。

施策名	施策の内容	担当課
公営住宅の供給	生活面で深刻な問題を抱えているなど、市営住宅入居者の異変に気づいた場合は関係機関へつなぎます。	住宅政策課
担当職員向けセミナー	税金や保険料の徴収業務を行う職員や窓口で納付相談に応じる職員を対象にセミナー開催することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。	関係課
消費生活相談・市民相談	消費生活や市民相談をきっかけに、その人や家庭の抱えている深刻な問題や課題を把握し、問題の解決に向け包括的な支援を図ります。	生活課 消費生活 センター
民生委員・児童委員活動 【再掲】	地域の中で困難を抱えている人に気づき、早期に適切な相談機関へつなぐことができるよう、民生委員・児童委員活動を支援し、人のつながりのある地域社会の形成を図ります。	共生社会推進課

重点施策3 勤務・経営者の自殺対策

平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数（合計229人）に対して、失業・無職者等の自殺者は115人（50.2%）、有職者の自殺者は97人（42.4%）となっています。

さらに職業状況別に見ると、「自営業・家族従業者」が19人、「被雇用者・勤め人」が78人となっています。

なお、自殺者の年齢階級は、40～59歳の有職者男性が32人（14.0%）と多く、女性に比べ働き盛りの男性への自殺者が多い傾向が見られます。

現在、社会全体で「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が叫ばれていますが、職場の人間関係やパワハラ、心身面の不調、子育てや親の介護など、仕事と生活の間でさまざまな問題を抱えている人が多く見られることから、心の健康を損なうリスクを抱えている人に対して、精神保健的な視点だけでなく、包括的な支援につながる体制づくりが求められています。

① 勤務問題に関する相談・支援

雇用機会の創出や地元就労への支援のほか、過労やパワハラ、職場の人間関係上のトラブルなど、勤務問題にまつわる自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした各種事業を開催します。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
総合労働相談	解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、退職勧奨など労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応します。	福島労働局 福島労働基準 監督署
経営改善相談	経営面・税務面・法律面など、中小企業が抱える様々な問題に対して、各分野のアドバイザーとの相談の場を提供し、実践的な指導・助言により問題解決を図ります。	福島商工会議所

② 職場のメンタルヘルス対策の推進

職場環境の改善やメンタルヘルス対策に力を入れている企業の増加を図るため、福島労働基準監督署や福島商工会議所とも連携を図りながら、メンタルヘルス対策の普及推進を図ります。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
健康経営セミナー	従業員の健康を重要な経営資源と捉え、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを推進します。	福島商工会議所
メンタルヘルスの啓発	事業所等に配布している 広報紙等を通じて、9月と3月の福島県自殺対策強化月間に合わせて、労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談先の周知等を行います。	福島商工会議所
総合労働相談 【再掲】	解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、退職勧奨など労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応します。	福島労働局 福島労働基準監督署
精神保健相談	精神疾患、発達障がい、こころの健康、アルコール依存、ひきこもり等の問題がある人や家族に対し、各種相談や受診勧奨等の支援を行います。	障がい福祉課
自殺対策等に関する出前講座の周知	企業で行われている衛生管理の研修等においてメンタルヘルスや自殺対策等のテーマを希望する企業に対して、労働基準監督署や地域産業保健センターと連携し、講座に関する情報提供を行うことで、研修を実施しやすい環境づくりを推進します。	障がい福祉課 関係機関
働きざかりの健康講座	市内の事業所等に出向き、生活習慣病予防やメンタルヘルスに関する講話を行うことで、事業所全体の健康増進を図ります。	健康推進課 保健予防課

③ 健康経営に資する取り組みの推進

ワーク・ライフ・バランスや健康経営に向けた取り組みを連動させ、労働者一人ひとりが心身共に健康でやりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを推進します。

施策名	施策の内容	担当課/ 関係機関
健康経営セミナー 【再掲】	従業員の健康を重要な経営資源と捉え、労働者一人ひとりが心身共に健康でやりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを推進します。	福島商工会議所

重点施策の評価指数

重点施策に評価については、基本目標に基づき「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の3つの領域それぞれにおいて自殺者数を20%以上減少させることを目標とします。

●評価指数

評価目標	現状値（令和4年度）	令和10(2028)年度までの目標値
高齢者の自殺者数	91人 (H29～R3累計)	72人 (R6～R10累計)
生活困窮者の自殺者数	115人 (H29～R3累計)	92人 (R6～R10累計)
勤務・経営者の自殺者数	97人 (H29～R3累計)	77人 (R6～R10累計)

第4章

計画の推進のために

第4章 計画の推進のために

1. 計画の周知

計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、各種施策に参加し取り組めるよう、市ホームページやSNS等、多様な媒体を活用し、市民へ本計画の周知を行います。

2. 推進体制

自殺対策を推進するため、福島市自殺対策推進本部へ本市の状況を定期的に報告するとともに、第3章で記載した各施策を担当する各課との連携を図り、本市における総合的な自殺対策を推進します。

関係機関や民間団体等で構成する「福島市自殺対策ネットワーク会議」において、さまざまな分野と連携を図るとともに、関係者の知見を活かして地域全体での自殺対策への取り組みを推進します。

3. 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、目標設定・推進・検証・見直しのPDCAサイクルにより定期的に進捗状況を確認するとともに、その進捗状況を「福島市自殺対策ネットワーク会議」において報告し意見を取り入れることで、目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

資料編

資料1 福島市自殺対策ネットワーク会議設置要綱**(設置)**

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、福島市自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)自殺対策のための連携及び情報交換に関すること。
- (2)自殺対策の推進に関すること。
- (3)その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)医療、保健又は福祉に関係する者
- (3)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初のネットワーク会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月2日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、要綱施行時の委員の任期は、平成32年6月30日までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、委員の任期は、令和4年12月15日から令和6年 11 月 30 日までとする。

福島市自殺対ネットワーク会議委員

区分	推薦団体
学識経験者	福島学院大学
教育関係	福島市中学校長会
医 療	福島市医師会
福 社	福島県精神保健福祉士会
	福島市社会福祉協議会
	福島市民生児童委員 会長連絡会
民 間	福島いのちの電話
	福島れんげの会
	チャイルドラインふくしま
経営・労働	福島商工会議所
	福島労働基準監督署
行 政	福島警察署
	福島北警察署

資料2 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定

めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関

して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2次福島市自殺対策計画

令和6年 月発行
(2024年 月発行)

編集 福島市健康福祉部障がい福祉課
発行 福島市
〒960-8601
福島市五老内町3番1号
電話 024-525-3746(直通)